

令和7（2025）年度高等学校等卒業予定者向け労働講座実施要領

1 目的

職場でのトラブル防止や早期解決に資するため、進学・就職を控えた高等学校の卒業予定者等に対して、働く上での基本的なルール等を学ぶ機会を提供し、労働者としての権利や義務について理解を深めることで、労働関係法令に関する基礎的な知識の習得を促進する。

2 実施主体（実施方法）

栃木県産業労働観光部労働政策課（業務委託で実施）

3 実施対象校

栃木県内の高等学校（特別支援学校高等部を含む）、専修学校、短期大学、大学等

4 対象者

実施対象校の卒業予定者等

5 実施時期及び校数

原則として、契約締結日～令和8（2026）年3月の間に、60校（1校1回）程度。
なお、実施対象校からの応募（実施希望）が60校を超えた場合は、先着順で選定する。

6 実施内容（時間）

「4 対象者」に対し、「7 講座資料」を活用し、労働関係法令に関する基礎的な知識を付与する（1回あたりの実施時間は概ね 50～90 分）。

※ 実施対象校から実施内容や方法及び時間について要望があった場合は柔軟に対応

7 講座資料

- テキスト「これってあり？～まんが知って役立つ労働法Q&A～〔厚生労働省作成〕」
- リーフレット「栃木県内の相談機関一覧等」 等